

# ニュー・ジーランドの「独立」

——議会の立法権限の展開過程の分析を通じて——

西 谷 元

## 一 序 論

二 *New South Wales Continuance Act 1840 (UK)*

三 *Constitution Act 1852 (UK)*

## 四 結 論

## 一 序 論

ニュー・ジーランドの「独立」

英国の植民地は、次第に内政上の自治権限を拡大し、カナダ、オーストラリアおよびニュー・ジーランド等の植民地は、一九世紀の後半には国家の形態をととのえていった。ところでこのような自治権を有するドミニオン(Dominion)も、その当時国際法上は、英帝国の一部として扱われていた。<sup>(1)</sup>しかしながら、ドミニオンは、第一次大戦後のヴェルサイユ会議でイギリス本国とは別個の資格で平和条約に署名し、またカナダ、オーストラリア、ニュー・ジーランドおよび南アフリカ共和国の四ドミニオンは、英国国王がインド皇帝を兼ねるインド帝国とともに、英本国とは別個に国際連盟に加盟した。また、一九二三年には、英国国王の名のもとに、第三国と条約を締結する権限が認められた。<sup>(2)</sup>このようにして、国際法上ドミニオンは、主権国家と同様に国際法上の法人格を認められるようになった。<sup>(3)</sup>

ところで、一九二六年の帝国会議<sup>(4)</sup> (the Imperial Conference) は、Lord Balfour を委員長とする Inter-Imperial Relations Committee の報告 (Balfour Report) を採択した。この報告は、「英国本国とドミニオンは、国王に対する共通の忠誠によって結びれイギリス・コモンウェルス (the British Commonwealth of Nations) の一員として自由に結合するものであるが、英帝国内における自治的共同体であって、その地位は平等であり、帝国内または対外的事項について相互にならば従属関係に置かれることはない」と述べた。<sup>(5)</sup> また、Balfour 報告の法的表現である、*Statute of Westminster 1931* (UK) は、「イギリス・コモンウェルスという国家結合の一員を構成するドミニオンの法的地位を明らかにした。一九四七年のインド共和国の成立<sup>(8)</sup>、また Royal Titles Act 1953<sup>(9)</sup> を経て、ドミニオンの独立性がイギリス・コモンウェルス内において広く認められるようになっていった。そして現在のコモンウェルス (the Commonwealth) は、「自国の政策に責任を有し、人民の共通の利益と国際理解および世界平和の促進のために協議し協力する、独立主権国家の自由な結合<sup>(11)</sup>」と定義され、ドミニオン (Her Majesty's Dominion) とは、英国以外のコモンウェルス諸国で英国国王を元首とするものを意味する。<sup>(12)</sup>

一般に、ドミニオンは、その内政上の自治権限を拡大し、それにもない国際法上の法人格が認められるようになったと述べられる。<sup>(13)</sup> しかしながら、ニュー・ジールランドに関しては、明示的に独立を認める行為が存在したわけではなく、また英国法上またはニュー・ジールランド法上、独立が明らかにされたこともない。<sup>(14)</sup>

ところで、ニュー・ジールランド憲法は、コモンウェルスの中で唯一英国憲法と同様の法的構成を有する憲法であり、<sup>(15)</sup> また単一国家であるため、連邦制度による議会主権原則の制限が問題とはならない。<sup>(16)</sup> そして英国の欧州共同体加入後において、<sup>(17)</sup> 英国式の議会主権原則が適用される唯一の国であるといわれる。<sup>(18)</sup>

本稿においては、主権を有するニュー・ジールランド議会の立法権限の展開過程を明らかにすることにより、ニュー

・シールランドの「独立」を検討する<sup>(19)</sup>。二ではじめてはニュー・シールランド最初の憲法である *New South Wales Continuance Act 1840 (UK)* 上のリョー・シールランド議会の立法権限を、三ではじめては *Constitution Act 1852 (UK)* 上のニュー・シールランド議会の立法権限に対する制限およびその解消を検討する。

## 二 *New South Wales Continuance Act 1840 (UK)*

ニュー・シールランドは、一八四〇年二月六日のワイタングイ条約により英国植民地となった<sup>(20)</sup>。ニュー・シールランドは当初、一八三九年六月一五日の開封勅許状 (Letter Patent) に基づき、ニュー・サウス・ウェールズ植民地の一部であった。英国議会は、*New South Wales Continuance Act 1840 (UK)* において、開封勅許状によりニュー・シールランドを独立した植民地とすることが出来ると定めた<sup>(21)</sup>。一八四〇年一月一六日の開封勅許状によって、ニュー・シールランドは、一八四一年五月三日以降、ニュー・サウス・ウェールズとは独立した植民地であると宣言された。ニュー・シールランドにおける最初の憲法である *New South Wales Continuance Act 1840 (UK)* 第三条は、英国女王により任命された議員により構成される議会 (Legislative Council) を設立した。この議会は、Peace, Order and Good Government of New Zealand に関する法を制定する権限を有していたが、枢密院の助言に基づく女王 (国王) の指示に従わなければならないなかった。このような制定法は、英国法に抵触してはならず、また出来得る限り英国法にそったものでなければならぬと規定された。また、ニュー・シールランド議会のこの権限は、女王 (国王) の裁可および英国議会の承認に服するものであった。このように、*New South Wales Continuance Act 1840 (UK)* のもとでは、ニュー・シールランドは、英国政府の助言に従い国王により統治されていた、ある程度の自治権限を有する植民地であったということが出来る。

### III *Constitution Act 1852 (UK)*

*Constitution Act 1852 (UK)*<sup>(23)</sup> は、現在の ニュー・ジーランド憲法の一部を構成する英国議会制定法であるが、当該制定法によって、ニュー・ジーランドは代表政府を有することとなり、ニュー・ジーランド議会 (General Assembly)<sup>(24)</sup> もより広範な立法権限が付与され、ニュー・ジーランドは自治領としての体裁をととのえていった。しかしながらこのニュー・ジーランド議会は、全ての事項に関し立法が出来るわけではなく、六つの制限が課せられていた。即ち、

(1) *Constitution Act 1852 (UK)* を改正する権限に対する制限、(2) 領域外に対する立法管轄権の不存在 (extraterritorial incompetence)、(3) Peace, Order and Good Government of New Zealand 規定による制限、(4) 英国法との抵触禁止 (repugnancy)、(5) 英国国王による裁可のための総督の草案保留 (reservation)、(6) 総督が同意を与えた法律の英国国王による拒絶 (disallowance) である。

#### 一 憲法改正権限の制限

(i) *Constitution Act 1852 (UK)*; *Constitution Amendment Act 1857 (UK)*

議会権限に関する一般規定である *Constitution Act 1852 (UK)* 第五三条は、「ニュー・ジーランド議会は、……英国法に抵触しない限り、ニュー・ジーランドの Peace, Order and Good Government of New Zealand のための法律を制定する権限を有する……」<sup>(26)</sup> と規定し、また第六七条は下院 (House of Representatives) の議員数を増加する権限を付与したが、これらの権限に基づく立法は、英国国王の裁可を必要としなかった。<sup>(27)</sup> 他方、第六八条は下院議員の選出に関し、また第六九条は地方自治の体制に関し、*Constitution Act 1852 (UK)* を改正する権限をニュー・ジーランド議会に明示的に認めていた。しかしながら同時に、第六八条および第六九条は、*Constitution Act 1852 (UK)* を改正

するニュー・ジーランド議会の一般の権限を否定し、当該法を改正するためには英国国王の裁可が必要であると規定する。したがって、第六七条―第六九条において明示的に認められた改正権限に基づくほかは、ニュー・ジーランド議会は、*Constitution Act 1852 (UK)* を独自に改正する権限を有していなかった。

*Constitution Amendment Act 1857 (UK)* 第二條は、第六七条―第六九条を廢止し、*Constitution Act 1852 (UK)* の規定を改正する一般の権限を認めたが、議會、総督の権限等、重要事項を規定する二一カ条に関しては、従来通り英国議會制定法による改正が必要とされた。

(ii) *Colonial Laws Validity Act 1865 (UK)*

*Colonial Laws Validity Act 1865 (UK)* 第五條は、植民地議會は、当該植民地において適用される英国議會制定法、開封勅許状、枢密院令並びに植民地制定法に規定される手続および形式に従って、議會の構成、権限および手続に關し立法する完全な権限を有すると規定する<sup>(31)</sup>。

この規定をもつて、ニュー・ジーランド議会は *Constitution Act 1852 (UK)* を改正する権限を付与されたとの議論が存在する<sup>(32)</sup>。

しかしながら、このような解釈に対しては、*Colonial Laws Validity Act 1865 (UK)* は、植民地立法機關によって制定された法律の効力より生じる曖昧さを払拭することを目的としていたが、ニュー・ジーランド憲法の改正手続に關してはそのような曖昧さは存在せず、また憲法改正権限のような重要な権限が明示的でなくして付与されるとは考え難いと主張される<sup>(34)</sup>。また、一八五六年より *Statute of Westminster* が採択された一九三一年までの間において、*Colonial Laws Validity Act 1865 (UK)* を根拠とするニュー・ジーランド議会の憲法改正権限は援用されなかったのみならず、その反対に、一八六八年に地方自治区を廢止するに当たっては、英国議會制定法が必要とされた<sup>(35)</sup>。一九四

説  
七年にニュー・ジラランド議会上院 (Legislative Council) の廃止が問題となった際、ニュー・ジラランド議会は *New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK)* の立法を請求し、憲法改正権限の付与を求めた<sup>(36)</sup>。以上のことから、

「ニュー・ジラランド議회가 Colomal Law Validity Act 1865 (UK) 及び Constitution Act 1852 (UK) を改正する権限が自己に付与されつつあるとは考えつゝなかつたことが明らかである。

(B) *Statute of Westminster 1931 (UK)* : *Statute of Westminster Adoption Act 1947 (NZ)*

*Statute of Westminster 1931 (UK)* 第二条第二項は、*「ユニオン議会は、英国議会による法律、命令、規則または規定がドミニオンに適用される限りにおいて、これらを廃止または改正する権限を有すると規定する。しかしながら、他方、Statute of Westminster 1931 (UK) 第一〇条は、第二条―第六条の受容はニュー・ジラランド議会の議決が必要であると規定し、また第八条は、当該制定法が、Statute of Westminster 1931 (UK) 以前において存在する法に従わずして、ニュー・ジラランド憲法を廃止または改正する権限をニュー・ジラランド議会に付与するものではないと規定する。したがって、Statute of Westminster 1931 (UK) 第二条―第六条を受容する Statute of Westminster Adoption Act 1947 (NZ)*<sup>(38)</sup> が採択され、*Statute of Westminster 1931 (UK)* 第二条第二項の規定がニュー・ジラランドにおいて適用されるためかわらず、ニュー・ジラランド憲法改正に関する限り、*Constitution Act 1852 (UK)* において改正のための特別の要件が定められていた規定 (entrenched provision) は、英国議会によるのみ改正し得る<sup>(39)</sup>。

(C) *New Zealand Constitution Act 1947*

「ニュー・ジラランド議회는、Statute of Westminster Adoption Act 1947 (NZ) 採択の後にはじめて、*Constitution Amendment Act 1857 (UK)* の規定に拘束されるのであり、*Constitution Act 1852 (UK)* を改正する権限を得るため、*New Zealand Constitution Act 1947* が必要とされた。

ニュージーランド議会は Statute of Westminster 1931 (UK) 第四条に基き、<sup>(39)</sup> New Zealand Constitution (Request and Consent) Act 1947 (NZ) を採択し、当該制定法に従う New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK) が英国議会により立法された。<sup>(40)</sup> New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK) 第一条は、<sup>(41)</sup> Constitution Amendment Act 1852 (UK) を廃止し、<sup>(42)</sup> ニュー・ゼーランド議会在「Constitution Act 1852 (UK) の規定の全部または一部を改正、停止または廃止をする権限」を付与した。<sup>(43)</sup> New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK) によりニュー・ゼーランド議会は、「ニュー・ゼーランドにおいて最高かつ完全な立法管轄権を有する立法機関となった」と宣言する。<sup>(44)</sup> ニュー・ゼーランドは、当該制定法により、<sup>(45)</sup> Constitution Act 1852 (UK) における制限を解除する権限を有したのであるが、当該制定法自体はこれらの制限を解除するものではない。即ち、(1) New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK) 立法を求めると、<sup>(46)</sup> ニュー・ゼーランド議会在「その権限が可能であったにもかかわらず、<sup>(47)</sup> Constitution Act 1852 (UK) の改正を請求および同意せず、また、(2) New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK) は、<sup>(48)</sup> Constitution Act 1852 (UK) を改正する権限を付与する旨であり、その改正はニュー・ゼーランド議会制定法によると規定したため、<sup>(49)</sup> New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK) 第一条は授権規定に留まった。

## 二 領域外立法管轄権<sup>(45)</sup>

一九世紀初頭より発達してきた法原則によると、<sup>(46)</sup> 一九三一年の Statute of Westminster 制定以前において、<sup>(47)</sup> ニュー・ゼーランド議会は、英国議会と異なり、領域外立法管轄権を有しておらず、<sup>(48)</sup> ドミニオン領域外において適用される制定法を立法する権限を有していないと主張された。<sup>(49)</sup>

しかしながら、他方、ドミニオン議会の権限は本来的に制限されたものであるとは考えられていなかった。確かに

ドミニオン議会権限は、その憲法典による明示的制限を受けるが、その制限内において立法を行なう場合、このよう  
な議会は英国議会の代理として行動しているのではなく、英国議会と同様の絶対的な立法権限を有する<sup>(82)</sup>。

したがって、ドミニオン議会の立法権限が憲法典の明示的規定により制限されていない場合、この議会権限は「主  
権国家の議会に適用される以外のいかなる考慮<sup>(81)</sup>」によっても制限されない。このことは、ドミニオンが、*Statute of  
Westminster 1931 (UK)* 以前また *Balfour* 報告委以前においても、植民地とは区別されていたことを示す。

領域外立法管轄権を否定した *MacLeod Case* に於ける Privy Council<sup>(83)</sup> は、*Lander Case* とおける NZ Court  
of Appeal<sup>(84)</sup> は同様の事実に基づき判示したのであるが、*Lander Case* は明示的だ、*MacLeod Case* に従ったのであり、  
この二つの判例の先例としての重要性は結局のところ *MacLeod Case* を基<sup>(85)</sup>に立つ。この点、Privy Council の  
*Croft v Dunphy* 判決は、*Statute of Westminster 1931 (UK)* 制定以前の制定法につきカナダ議会の領域外立法管轄  
権を認めた。したがって、*Croft v Dunphy* 判決以降にお<sup>(87)</sup>づいて、*MacLeod Case* は有効な法を述べたものとは考えら  
れず、またそれ故、*Lander Case* もニュー・ジーランドにおいて既判力を有しなうと考えられる。

NZ Court of Appeal が、*Croft v Dunphy* に従<sup>(88)</sup>うことは、*Woolworths (New Zealand) Ltd. v Wym* に於いて明ら  
かにされた。NZ Court of Appeal は、問題となる「事項が」議会の「権限に含まれ、また法律の領域外適用を要求し  
もしくは正当化する場合、領域外適用立法がなされ得る。……*Croft v Dunphy* の判旨は、カナダにおけるのと同様に  
ニュー・ジーランドにおいても適用される<sup>(89)</sup>」と判示した。

*Constitution Act 1852 (UK)* は、領域外立法管轄権を明示的に否定しておらず、また *Constitution Act 1852  
(UK)* 第五三条は、ニュー・ジーランド議会が Peace, Order and Good Government of New Zealand に関し立法する  
権限を認める。したがって、ニュー・ジーランド議会は、一九四七年の *Statute of Westminster 1931 (UK)* 受容以前



において<sup>(60)</sup>、当該制定法がニュー・ジーランドの Peace, Order and Good Government に関するものであり、英国法と抵触しない限り、領域外適用立法を行なうことが出来たと考えられる<sup>(62)</sup>。

また、Privy Council の MacLeod Case におけるように明確に領域外立法管轄権を否定した例は他になく、領域との関連性を認め、領域外適用を含む制定法を有効としてきた<sup>(63)</sup>。このようにこの理論は、一九世紀より二〇世紀にかけてその適用が制限されてきたのであり、Croft v Dunphy はそれを明らかにしたものであると考えられる。また Statute of Westminster 1931 (UK) 第三条は、このような状況を原則的に認めたものと考えられる。そして、一九四七年の Statute of Westminster 受容は、Statute of Westminster 1931 (UK) 第三条をニュー・ジーランドにおいて適用することにより、ニュー・ジーランド議会が完全かつ拘束されない領域外立法管轄権を有することを明示的に宣言することを意図したものと考えられる<sup>(64)</sup>。

### 三 Peace, Order and Good Government of New Zealand

前述の領域外立法管轄権の項において検討したごとく、Statute of Westminster 1931 (UK) 制定以前においてもドミニオン議会の立法権限に対する制限は、当該立法機関に対する憲法明示のものに限られていた。ところで Peace, Order and Good Government of the colony (dominion) との語句は、英国議会が植民地およびドミニオン議会の権限を定める場合に頻繁に用いられた<sup>(65)</sup>。ニュー・ジーランド議会は、Constitution Act 1852 (UK) 第五三条において、英国法と抵触する場合を除き<sup>(66)</sup>、Peace, Order and Good Government of New Zealand に関し立法する権限を有すると規定される。この語句の厳格な意味および範囲に関して、裁判所はその個々の “Peace” “Order” “Good Government” の内容に立ち入って判断すべきでない<sup>(67)</sup>、それにより体现される法原則を明らかにしようとする。その意味するところは、Peace, Order and Good Government of New Zealand のための立法が、……その目的とする

説 ころを達成するための最大限の自由裁量<sup>(68)</sup>、または「主権者に付与される最も広い意味での立法権限<sup>(69)</sup>」であると述べられる。

*Constitution Act 1852 (UK)* 第五三条によつて、Peace, Order and Good Government of New Zealand を以てのちのものと捉えたとして、ニヤー・ジールランド議会在第五三条に基づき、Peace, Order and Good Government of New Zealand に関し立法を行なった場合、議会主権原則にもかかわらず、*Constitution Act 1852 (UK)* 改正に関わるニヤー・ジールランド議会権限の不存在を理由として、ニヤー・ジールランド裁判所が当該制定法を Peace, Order and Good Government of New Zealand 規定に反するとして判決せる権限を有するかが問題となる。

*R v Finberg* によつて Moller J が、Australia High Court の *Trustee, Executors & Agency Co. Ltd. v Federal Commissioner of Taxation* <sup>(70)</sup> が説得的効果を有することを認め、ニヤー・ジールランド裁判所はこのような権限を有すると判示した<sup>(71)</sup>。

*R v Finberg* によつて、以下のような三つの問題点が指摘される。まず第一に、*R v Finberg* の結論は、*Trustee, Executors & Agency Co. Ltd. v Federal Commissioner of Taxation* におけるニヤー・ジールランド議会在ちのニヤー・ジールランド裁判所に関する判旨にその基礎をおくが、当該判例のオーストラリア議会在ちの *obiter dictum* であると考えられる。第二に、Peace, Order and Good Government of New Zealand 規定は包含される権限は非常に広範なものであり、裁判所がある制定法を Peace, Order and Good Government of New Zealand の範囲に含まれないと判示することは非常に困難であると考えられ<sup>(72)</sup>、このような権限が裁判所によつて適用されることは希であると考えられる<sup>(73)</sup>。第三に、*Trustee, Executors & Agency Co. Ltd. v Federal Commissioner of Taxation* <sup>(74)</sup> 明示的に *Statute of Westminster 1931 (UK)* 第三条が適用せられなく場合、ニヤー・ジールランド議会在

Peace, Order and Good Government of New Zealand 規定に包含せられぬ事項に關し立法するに於て *ultra vires* であり、また、同様の条件下に於て、*New Zealand* 裁判所は当該制定法が *ultra vires* であることを理由として制定法の無効を判示する権限を有すると述べる<sup>(75)</sup>。しかしながら、*Constitution Act 1852 (UK)* に於ては Peace, Order and Good Government of New Zealand 規定による制限と領域外立法管轄権は別個のものであり、*Statute of Westminster 1931 (UK)* を含む *Peace, Order and Good Government of New Zealand* 規定は変更を致す<sup>(76)</sup>。当該判例は、*per incuriam* であることを考へらる。

確かな、*New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK)* に前記を以て、*New Zealand* 裁判所は、理論上、*New Zealand* 議会制定法が *Constitution Act 1852 (UK)* 第五三条の規定の授権外であることを理由として、*ultra vires* であると判示するに於て可能であった。しかしながら、*New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK)* に於て、*New Zealand* 議会は、*Constitution Act 1852 (UK)* を改正する権限を得たのであり、一九四七年以降、*New Zealand* 議会は、*New Zealand* 議会制定法を *Constitution Act 1852 (UK)* 第五三条の規定の授権外であることを理由として、*ultra vires* であると判示することは出来ず、この点から、Peace, Order and Good Government of New Zealand 規定の制限を越える内容を有する *New Zealand* 議会制定法は、*Constitution Act 1852 (UK)* 第五三条規定を黙示的に改正するものであると考へなければならぬ<sup>(77)</sup>。

*New Zealand* 議会は、一九七三年に至るに、*New Zealand Constitution Amendment Act 1973 (NZ)* 第二條に於て、*Constitution Act 1852 (UK)* 第五三条を改正して、*New Zealand* 議会は領域外適用制定法を含む完全な立法権限を有すると規定し、第五三条に基づき、Peace, Order and Good Government of New Zealand による制限を明示的に削除した<sup>(78)</sup>。

*Constitution Act 1852 (UK)* 第五三条は、「ニュー・ジーランド議会は、……英国法に抵触しない限り、ニュー・ジーランドの Peace, Order and Good Government of New Zealand のための法律を制定する権限を有する……」と規定し、英国議会のニュー・ジーランド議会に対する優越性に基つき、英国法との抵触を禁止する。

この文言を字義通り解釈するならば、ニュー・ジーランド議会は、コモン・ローまたは英国議会の法律、命令若しくは規則の存否にかかわらず、またこのような英国の法律、命令または規則がニュー・ジーランドに適用されるか否かを問わず、これら英国法と抵触する立法を行なうことは出来ないこととなる。

ところで、*Colonial Laws Validity Act 1865 (UK)* は、植民地立法機関によって制定された法律の効力より生じる曖昧さを払拭することを目的としたが、英国議会制定法また英国議会制定法のもとに制定された命令若しくは規則が、明示的に植民地に適用されるかまたは必然的に黙示される場合、<sup>(80)</sup>このような英国制定法に抵触する植民地議会制定法は、その限度で効力を有しないと規定する。<sup>(81)</sup>したがって、コモン・ローに反する場合、<sup>(82)</sup>また本国から総督に発した指令に反する場合には<sup>(83)</sup>抵触は問題とならない。

また、一八世紀の中葉より、*Statute of Westminster 1931 (UK)* の対象となった六ドミニオンに対しては、当該ドミニオン議会の同意なくして自治植民地に適用される制定法を英国議会が立法しないことが憲法慣行として発達した。<sup>(84)</sup> *Statute of Westminster 1931 (UK)* 第二条第一項は、*Colonial Laws Validity Act 1865 (UK)* のドミニオンにおける適用を停止し、第二項は「本法の施行以後、ドミニオン議会により制定された制定法また制定法の規定は、英国法、現に存在し若しくは将来制定される英国議会の制定法の規定またはこのような制定法に基づき制定された命令、規則若しくは規定に違反するという理由により、無効とされまたは効力の停止を受けない。ドミニオン議会の権

能は、これら制定法、命令、規則または規定がドミニオンの法の一部をなす場合、これらを廃止または修正する権限を包含する」と規定する。また *Statute of Westminster 1931 (UK)* 第四条は、「英国議会の制定法は、本法の施行以後、英国議会制定法をドミニオンが請求および同意し、かつその旨が当該制定法に明示的に示されている場合を除き、ドミニオンに適用される法として当該ドミニオンに効力がおよびずまたおよびものとはみなされない」と規定して、このような憲法慣行の存在を明示した。

*Statute of Westminster 1931 (UK)* 第二条および第四条は、*Statute of Westminster Adoption Act 1947 (NZ)* によりニュー・ジーランドに適用され、*Statute of Westminster 1931 (UK)* と *Statute of Westminster Adoption Act 1947 (NZ)* の間に英国議会により制定された法律で、ニュー・ジーランド議会が請求および同意していなうものであつても、ニュー・ジーランドに適用あるものは、その効力を有すると規定された。<sup>(86)</sup> したがって、*Statute of Westminster Adoption Act 1947 (NZ)* 以降、ニュー・ジーランド法と英国法との抵触の問題は存在しない。

英国議会が、その議会主権の最高性に基<sup>(87)</sup>き、*Statute of Westminster 1931 (UK)* 第四条を無視または廃止し、ドミニオンに適用される立法を行なう可能性を否定することは出来ないが、<sup>(87)</sup> ドミニオン裁判所がこのような制定法が「ドミニオンに適用される法」と判断する可能性は少ない。<sup>(89)</sup>

## 五 保 留

総督によるドミニオン議会制定法の保留とは、<sup>(90)</sup> 「国王による裁可 (royal pleasure) を得るため、ドミニオン議会により正式に採択された法律草案に対する総督の同意 (assent) を保留すること」<sup>(91)</sup> であり、総督により保留されたこのような法律草案は、国王による裁可がニュー・ジーランドに通知されずして効力を発することはない。この総督権限は、本来国王大権に含まれるものであつたが、<sup>(92)</sup> ニュー・ジーランド憲法においては、制定法上の権限となっている。総督

説  
論  
のこのような権限の行使は、事項的に一般的かつ自由裁量的なものと事項的に制限されかつ義務的なものがある。  
総督の自由裁量的保留に関する第五六条は、*Statute of Westminster Adoption Act 1947 (NZ)* によって影響を受けない。また *New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK)* により、ニュー・ジーランド議会は *Constitution Act 1852 (UK)* 第五六条を改正する権限を付与されたが、ニュー・ジーランド議会は現在に至ってもその権限を行使しておらず、*Constitution Act 1852 (UK)* 上の自由裁量的保留に関する総督権限は現在においても存在するものと考えられる。<sup>(96)</sup>

総督の義務的保留には四つの場合が認められたが、*Constitution Act 1852 (UK)* 第五七条は、実行において一九〇七年以降適用されたことにはなく、<sup>(97)</sup> ニュー・ジーランド議会は、*New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK)* に基づき、*New Zealand Constitution Amendment Act 1970 (NZ)* 第三條第一項によりこれを廃止した。また同様に、*Constitution Act 1852 (UK)* 第六五条は、*New Zealand Constitution Amendment Act 1970 (NZ)* 第二條により、<sup>(98)</sup> 他の二つのケースは、*Statute of Westminster 1931 (UK)* 第五條および第六條の受容により廃止された。<sup>(99)</sup>

したがって、ニュー・ジーランド憲法上、義務的保留はともかく、自由裁量的保留は、理論上現在においても認められる。しかしながら、一八九二年以降、英国国王の総督に対する指令により、自由裁量的保留に関する限り、英国の利益が関係する場合を除き、また非常に特別な例外的事項の場合には別として、総督はニュー・ジーランド政府の勧告に従うこととなった。<sup>(100)</sup> また保留された草案も、ニュー・ジーランド政府の勧告がある場合は、常に国王の裁可が与えられるとの憲法慣行が発達した。このような憲法慣行により、ニュー・ジーランド議会権限に対する制限としての総督の保留は、重要な意味を失ったといえる。

## 六 拒 絶

国王による法律の拒絶は、保留と同様、国王大権に含まれるものであり、ドミニオン議会制定法を無効とするものであった。ニュー・ジーランド憲法においては、この国王の権限は、*Constitution Act 1852 (UK)* 第五八条で規定される。国王は、総督が同意を与えた制定法が英国政府に通知されてから二年以内に当該制定法を拒絶する権限を有しており、この拒絶された制定法は、事後的に無効とされる。英国国王のこのような権限は、一九世紀を通じて数回行使されたのみに止まり、二〇世紀に入ってからは、ニュー・ジーランド政府の勅告によってのみ行使されるという憲法慣行が発達した。

ところで、*Constitution Act 1852 (UK)* 第五八条に關し、*Statute of Westminster 1931 (UK)* は何等規定しなかつたが、当該規定は、*New Zealand Constitution Amendment Act 1973 (NZ)* 第三条第一項により廃止され、現在ではニュー・ジーランド議会制定法に対する国王の拒絶は認められない。

#### 四 結 論

国際法では一般に主権とは、対外的主権および対内的主権を含むものであると理解されている。ニュー・ジーランドが第一次世界大戦後国際連盟に加盟したことは、集合的承認とは考えられないが、条約締結の前提としての国際法主体性が肯定されたものと考えられ、したがって *Balfour* 報告および *Statute of Westminster 1931 (UK)* 以前において、事実上主権を有する国家として、英国より独立していたと言える。国際法上の主体としての国家とは、国家が一般に国際法上の権利義務関係の当事者たりえ、また権利義務を慣習および条約を通じて形成しうることを意味する。そしてその中心的要素はいわゆる外交能力である。かかる地位または能力が国際法上剝奪または制限される場合に、主権の喪失または制限が考えられるが、ニュー・ジーランドに關しては、第一次世界大戦の終了時、内部問題理論が

説  
適用された場合においても、主権に対するこのような制限が存在したとは考えられず、したがって、Balfour 報告および Statute of Westminster 1931 (UK) は、明示的にこのような主権国家としてのニュー・ジーランドの法的地位を認めたとあると考えられる。

対外的主権とともに対内的主権も制限を受けることがあるが、一般に主権国家がこのような制限を受けるのは、明示的または黙示的に制限を受容した場合に限られる。ニュー・ジーランドに対する制限はこのような自主的なものではなく、宗主国たる英国による一方的なものであった。ニュー・ジーランド議会には、英国議会にはない制限が存在したが、憲法改正権限に対する英国議会による制限は、New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK) により黙示的に解除され、Peace, Order and Good Government of New Zealand 規定に基づく裁判所による制限は、New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK) により黙示的に、そして New Zealand Constitution Amendment Act 1973 (NZ) により明示的に解除された。英国法との抵触より生じるニュー・ジーランド議会の立法権限に対する制限は、Statute of Westminster Adoption Act 1947 (NZ) により解除された。保留および拒絶は、立法権限そのものに対する制限ではないが、これらの制限もまた、一つの例外を除いて存在しない。このように、ニュー・ジーランドは、国内的には、New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK) により、一九四七年に至って、初めて完全な対内的主権を行使し得るようになったと考えられる。

以上のことから、ニュー・ジーランドは明示的に法的独立を定める行為がなされたことはないが、一九四七年に至って独立したということが出来よう。<sup>(原)</sup>

(1) 第一次大戦前において、ドミニオンは、自治権を有する植民地を意味し、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジーランド、南アフリカ、アイルランドおよびニュー・ファウンドランドを含み、またインドもドミニオン同様に扱われた (Keith, A.



- B., *Constitution, Administration and Laws of the Empire* (1924) 111 et seq). Letter Patent 1907, *The New Zealand Gazette*, 1908, p. 1639 (No. 45) 'H.M.G.' ニュー・ジールランドは植民地ではなく、ドミニオンの地位を有すると言言された。
- (2) カナダとアメリカとの間で直接交渉されたオビホウ漁業条約が、一九二三年、英国国王の全権委任状のもとに、カナダ大臣により締結された。Oppenheim, L., *International Law*, ed. H. Lauterpacht (8th ed 1955), Vol. 1, 200-201. また 'ibid.' 200 n. 3 および松田幹夫「ドミニオンの条約締結能力」国際法外交雑誌(一九七七)第七六巻第三号一頁参照。
- (3) Oppenheim, *ibid.*, at 199.
- (4) 一八八一年に設置された植民地会議 (the Colonial Conference) の後身で、一九〇七年に帝国会議と改称された (Cmd 3523, 1907, para. 53)。Keith, *supra* note 1, at 102-103.
- (5) Cmd 2768, 1926, para. 14. Wheare, K. C., *The Constitutional Structure of the Commonwealth* (1960) 4-5 参照。
- (6) 22&23 Geo. 5 c. 4.
- (7) ただし、*Statute of Westminster 1931 (UK)* におけるドミニオンとは、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジールランド、南アフリカ、アイルランドおよびニュー・ファウンドランドのみを意味した(第一条)。
- (8) インド憲法の成立により、英国国王はインドの元首ではなくなったが、インドは英国国王をコモンウェルスの長であると認めた上でコモンウェルスの構成員として留まった。これ以降、一般に、イギリス・コモンウェルス (the British Commonwealth of Nations) をコモンウェルス (the Commonwealth) と呼称される (Mansergh, N., *Survey of British Commonwealth Affairs* (1958) 250-251)。
- (9) 1&2 Eliz. 2 c. 9. *Statute of Westminster* 前文参照。これにより、元首に関する限り、同君連合と同様に扱われるようになった。
- (10) 一九九一年現在、コモンウェルス構成国は四九カ国を数える。
- (11) 一九七一年のコモンウェルス首相会議宣言。
- (12) H. L. E., (4th ed 1974), Vol. 6, paras. 803-810. コモンウェルスの構成国中、英国女王を元首とするものは一七カ国である。コモンウェルスの旧構成国としては、アイルランド共和国(一九四九年脱退)、南アフリカ共和国(一九六一年脱退)およびニュージー(一九八七年脱退)。

- (31) Openheim, *supra* note 2, at 203-205; Wade, F. C. S., *Constitutional and Administrative Law*, ed A. W. Bradley, (10th ed 1985) 392.
- (14) 南アフリカと関する 'Status of Union Act 1934 (1934, No. 69); トランスバールと関する 'The Constitution Act 1937 (1937, No. 16), *Republic of Ireland Act 1948* (1948, No. 22); ニュー・ブリテンと関する 'British North American Act 1949 (UK) (12&13 Geo. 6 c. 22); H. L. E., (4th ed 1974), Vol. 6, para. 927; オーストラリアと関する 'Australia Act 1986 (UK) (1986 c. 2)'. ただし、田中英夫編『英米法辞典』(一九九一)九八〇—九八一頁。
- (15) Phillips, O. H., *Constitutional and Administrative Law* (3rd ed 1962) 809; Scott, K. J., *The New Zealand Constitution* (1962) 1; Wheare, J. J., *Moderan Constitutions* (2nd ed 1962) 5, 6.
- (16) Roberts-Wray, K., *Commonwealth and Colonial Law* (1966) 364 et seq.
- (17) de Smith, S. A., "The Constitution and the Common Market", (1971) 34 M. L. Rev. 597; Wade, H. W. R., "Sovereignty and the European Communities", (1972) 88 L. Q. R. 1; Mitchell, J. D. B., et al, "Constitutional Aspects of the Treaty and Legislation relating to British Membership", (1972) C. M. L. Rev. 134; Trindade, F. A., "Parliamentary Sovereignty and the Primacy of European Community Law", (1972) 35 M. L. Rev. 375.
- (18) Roberts-Wray, *supra* note 16, at 363 and 417.
- (19) ニュー・シールランド裁判所による '英国判例'、特に House of Lords 判例は高度の説得的效果を有し、時には Privy Council 判例の優先性も示す (Corbett v Social Security Commission, [1962] N. Z. L. R. 878)。また他の 'ニュージーランド'、特にカナダ、オーストラリア判例も同様に説得的效果を有する。本稿における 'ニュー・シールランド裁判所判例' として、英国判例および他の 'ニュージーランド判例' を引用、検討する。
- (20) 拙稿「割譲条約によるニュー・シールランドの植民地化」アジア経済(一九八六)第二七巻第六号四三頁、四五頁以下参照。
- (21) 3&4 Vic. c. 62.
- (22) *New South Wales Continuance Act 1840*, s. 2.
- (23) 15&16 Vic. c. 72. *Constitution Act 1846* (UK), 9&10 Vic. c. 103 及び *Constitution Act 1852* (UK) の標題である、また

*New South Wales Continuance Act 1840 (UK)* の一部を廃止するものだったが、国王の裁可を受けず未発効に留まった。

(24) この政府は、責任政府ではなかった。責任政府は、一八五四年のニュー・シールランド議会開設以降憲法慣習により発達し、一八五六年になって成立したと考えられている。

(25) *Constitution Act 1852 (UK)* に基づく「ニュー・シールランド議会 (General Assembly)」は「総督」「上院 (Legislative Council)」「下院 (House of Representative)」から構成されていた (第三二条)。*Abolition of Legislative Council Act 1950 (NZ)* (1950 No. 3) に基づく「上院廃止法案」により「ニュー・シールランド議会は一院制となり、General Assembly」と改称された。

(26) 当該規定は「*Constitution Act 1852 (UK)*」を補充する「ニュー・シールランド議会権限の一般規定を構成する」。

(27) 第六七条を第六八条および第六九条と比較せよ。

(28) 20&21 Vic. c. 53.

(29) 第三、一八、二五、二八、二九、三二、四四、四六、四七、五三、五四、五六、五七、五八、五九、六一、六四、六五、七一、七三および八〇の各条。

(30) 28&29 Vic. c. 63.

(31) "..... every representative Legislature shall, in respect of the colony under its jurisdiction, have, and be deemed at all times to have had, full power to make laws respecting the constitution, powers and procedure of such Legislature ....."

(32) Wheare, *supra* note 15, at 64; *Hoani Te Heuheu Tukino v Aotea District Maori Land Board*, [1941] A. C. 308 at 326.

(33) *Colonial Laws Validity Act 1865 (UK)* 前条。

(34) McGechan, R. O., "The Statute of Westminster", (1944) 20 N. Z. L. J. 18; Marshall, G., *Parliamentary Sovereignty and the Commonwealth* (1957) 118-120; Roberts-Wray, *supra* note 16, at 159 and 403. *Colonial Laws Validity Act (UK)* 第五條と第六條 "constitution" は「その文脈から、議会の構成を意味し、議院を意味しなかつた」と考えらる (Roberts-Wray, *ibid.*, 158-159)。

- (35) 第三、一八、二五、二八および二九の各条は、地方自治に関して規定していたが、英国議会は、31&32 Vic. c. 92 (1868) において、ニュー・ゼーランド議会在これらの事項を改正することが出来ると規定した。一八七五年の *Abolition of Provinces Act 1875 (NZ)* はこの英国制定法に基づき、この議会のあり、当該制定法は地方自治区を廃止したため、一八五二年憲法のこれらの規定は適用不可能となった。当該規定は *The Repeal Act 1878 (NZ)* により明示的に廃止された。またこのことは英国法に關し、*The Statute Law Revision Act 1892 (UK)* (55&56 Vic. c. 19) によつて明示的に廃止された。
- (36) *New Zealand Constitution (Request and Consent) Act 1947 (NZ)* (1947, No. 44).
- (37) オーストラリアおよびニュー・FOUNDLANDのつづきも同様。オーストラリアは一九四二年に受容したが、ニュー・FOUNDLANDは財政的に自立できず、一九三四年には自治領としての地位が停止され、一九四九年にカナダに合併された。
- (38) 1947, No. 38.
- (39) このたび、*Statute of Westminster 1931 (UK)* 第二条第二項の規定はもかかわらず、第八条の存在故、*Statute of Westminster 1931 (UK)* の終端に「直接改正権限は付与せられなうことなる」。ただし第四条参照。Contra, Scott, supra note 15, at 39 and 40.
- (40) 1947, No. 44.
- (41) 11&12 Geo. 6 c. 4.
- (42) *Ndaluana v Hofmeyr S. A. L. A.* [1937] A. C. 229. Wade, E. C. S., "Parliament and the Courts", in Marshall, supra note 34, at 251 参照。
- (43) Peace, Order and Good Government of New Zealand 規定による制限および英国法との抵触禁止(第五三条)、英国国王による裁可のための総督の草案保留(第五六条および第五七条)、総督が同意を与えた法律の英国国王による拒絶(第五八条)。
- (44) *R. v Finberg*, [1968] N. Z. L. R. 119.
- (45) Tarring, C. J., *Chapters on the Law relating to the Colonies* (3rd ed 1906) et seq.; Keith, A. B., *The Sovereignty of the British Dominions* (1929) 225 et seq.; Roberts-Wray, supra note 16, at 387 et seq.; Salmon, J., "The Limitations of Colonial Legislative Power", (1917) 33 L. Q. R. 117; O'Connell, D. P., "The Doctrine of Colonial Extra-Territorial

Legislative Incompetence", (1959) 75 L. Q. R. 318.

(46) O'Connell, *ibid.*, at 320 et seq.

(47) 第三条は「フェミニオン議会在領域外通用制定法を制定する完全な権限を有することをこの宣言しかり立法する」と規定する。

(48) *The Trial of Earl Russell*, [1901] A. C. 446. *MacLeod v Att.-Gen. for N. S. W.*, [1891] A. C. 455. *Asbury v Ellis*, [1893] A. C. 339; *Att.-Gen. for Canada v Cain*, [1906] A. C. 542; *P & O Co. v Kingston*, [1903] A. C. 471. 参照。

(49) *In re Gleich*, (1879) O. B. & F. 391; *MacLeod v Att.-Gen. for N. S. W.*, [1891] A. C. 455; *R v Lander*, [1919] G. L. R. (N. Z.) 181. *Roberts-Wray*, *supra* note 16, at 388; *Salmond*, *supra* note 45, at 130-131; *O'Connell*, *supra* note 45, at 320-323.

(50) *R v Burrah*, (1873) 3 App. Cas. 889 at 904-905. *Hodge v R.*, (1883) 9 App. Cas. 117 at 132. *Att.-Gen. for Canada v Cain*, [1906] A. C. 542. *P & O Co. v Kingston*, [1903] A. C. 471. *Farey v Burvett*, (1921) 21 C. L. R. 433. *Sickerdick v Ashton*, (1918) 25 C. L. R. 506. 参照。

(51) *Croft v Dumphy*, [1933] A. C. 156 at 163. *Powell v Apollo Canadale Co.*, (1885) 10 App. Cas. 282 at 289 and 290. 参照。

(52) *MacLeod v Att.-Gen. for N. S. W.*, [1891] A. C. 455.

(53) *R v Lander*, [1919] N. Z. L. R. 305.

(54) *MacLeod Case* 44. ホームエロリンのロニー・サウス・ウォールズ州とアメリカとを重婚 *Lander Case* 44. ニュー・シークランドの重婚に関するものである。

(55) *MacLeod Case* 44. *Salmond*, *supra* note 45. 参照。

(56) [1933] A. C. 156.

(57) House of Lords 1916年の Practice Statement 以前は Privy Council は自らの判例における厳密な先例拘

英判を随ふべきなり。Cross, R., *Precedent in English Law* (3rd ed 1977) 20-21.

(87) [1952] N. Z. L. R. 496. 判例集に於ては *Statute of Westminster Adoption Act 1947 (NZ)* の條は共和主義リナー・カートの主義を採るべきなり。

(88) *Ibid.* 519 *per* Adams J.

(89) *Statute of Westminster 1931 (UK)* 條に於ては條一〇條參照。

(90) 三 Peace, Order and Good Government of New Zealand 條に於ては 英國に於ての憲法參照。

(91) *Ashbury v Ellis*, [1893] A. C. 339 at 344 and 355 *per* Lord Hobhouse ; *In re Awards affecting the Wellington Cooks' and Stewards' Union*, (1906) 26 N. Z. L. R. 394 at 411 *per* Sir Robert Stout ; *Semple v O'Donovan*, [1917] G. L. R. (NZ) 137 at 141 *per* Dennison.

(92) *Ashbury v Ellis*, [1893] A. C. 339 at 344 ; *Att-Gen. for Canada v Cain*, [1906] A. C. 542 ; *P & O Co. v Kingston*, [1903] A. C. 471.

(93) *Woolworths (New Zealand) Ltd. v Wynne*, [1952] N. Z. L. R. 496 at 518 *per* Adams J. 及び 2' Phillips, O. H., *Constitutional and Administrative Law* (4th ed 1967) 745 參照。 及び ' *New Zealand Constitution Amendment Act 1973 (NZ)* 條に參照。

(94) Roberts-Wray, *supra* note 16, at 369-370.

(95) 同 英國に於ての憲法參照。

(96) Roberts-Wray, *supra* note 16, at 369 ; *Ashbury v Ellis*, [1893] A. C. 339 at 344 and, 355 *per* Lord Hobhouse ; *In re Awards affecting the Wellington Cooks' and Stewards' Union*, (1906) 26 N. Z. L. R. 394 at 411 *per* Sir Robert Stout ; *Semple v O'Donovan*, [1917] G. L. R. (NZ) 137 at 141 *per* Dennison J. ; at 140, 141 *per* Stout CJ ; at 143 *per* Cooper J. ; and at 145 *per* Chapman J.

(97) *Riel v R*, (1855) 10 App. Cas. 675 at 678 *per* Lord Hobhouse. 及び ' *Chenard & Co. v Joachim Arissol*, [1949] A. C. 127 at 132 *per* Lord Reid 參照。

(98) *Ibrahebe v R*, [1964] A. C. 900 at 923 *per* Lord Radcliffe. 及び ' *D'Emden v Pedder*, (1904) 1 C. L. R. 91 at 109 and

110 per Griffith CJ 參照。

- (7) (1933) 49 C. L. R. 220 at 236 per Evatt J.
- (7) [1968] N. Z. L. R. 119 at 122.
- (7) 同前註。Riel v R 見出す。本邦は Peace, Order and Good Government を目的としてたゞの爲め、その結果として本邦への効果を生じしものたる懸念 ultra vires たるべきを主張す。Privy Council は認めざるべし。(1855) 10 App. Cas. 675 at 678 per Lord Hobhouse. 本邦 Chenard & Co. v Joachim Arissol, [1949] A. C. 127 at 132 per Lord Reid 參照。
- (8) Trustees, Executors & Agency Co. Ltd. v Federal Commissioner of Taxation, (1933) 49 C. L. R. 220 at 236 per Evatt J.
- (7) (1933) 49 C. L. R. 220 at 240.
- (9) Ibid, 236.
- (7) McCawley v R, [1926] A. C. 691 at 703, 709 per Lord Birkenhead ; Kariapper v Wijesinha, [1967] All. E. R. 485 at 495.
- (7) 1973, No. 114.
- (8) Constitution Amendment Act 1973 (NZ) 第二条。本邦同前註。Statute of Westminster Adoption Act 1947 (NZ) 採択以前に於て制定された法律は、本邦リヒター・シーモンズ議会の権限内であり有効であると言ふことだ。
- (9) Copyright Owners Reproduction Society Ltd. v EMI, (1958) 100 C. L. R. 597.
- (8) Colonial Laws Validity Act 1865 (UK) 第一条。本邦 Union Steamship Co. of NZ Ltd. v The Commonwealth, (1925) 36 C. L. R. 130 參照。
- (8) Colonial Laws Validity Act 1865 (UK) 第二条。
- (8) Colonial Laws Validity Act 1865 (UK) 第三条。田中英夫『英米法総論 上』(一九八〇)三四二頁注六參照。
- (8) Colonial Laws Validity Act 1865 (UK) 第四条。
- (8) Copyright Owners Reproduction Society Ltd. v EMI, (1958) 100 C. L. R. 597.
- (8) Statute of Westminster Adoption Act 1947 (NZ) 第三条第一項參照。請求者は同意は憲法慣習として Statute of

*Westminster Adoption Act 1947 (NZ)* 以前に於ては存在したる、*Statute of Westminster 1931 (UK)* 第四條が適用となつたため、明示的では立法法になつて示されることになつた。また、*New Zealand Constitution (Request and Consent) Act 1947 (NZ)* (1947, No. 44) 及び *New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK)* (11&12 Geo. 6 c. 4) 參照。

(87) *Statute of Westminster Adoption Act 1947 (NZ)* 第三條第二項參照。

(88) *British Coal Corporation v R.* [1935] A. C. 500 at 520 *per* Viscount Sankey; Wade, H. W. R., "The Basis of Legal Sovereignty", [1955] C. L. J. 172.

(89) *Statute of Westminster 1931 (UK)* 第四條。

(90) *Copyright Owners Reproduction Society Ltd. v EMI.* (1958) 100 C. L. R. 597. Roberts-Wray, *supra* note 16, at 416-417; Scott, *supra* note 15, at 14; Gray, H. R., "The Sovereignty of the Imperial Parliament", (1960) 23 M. L. R. 647. 新藤憲司「ホーストマリナの『独立』イギリス議會によつて一九八六年ホーストマリナ法制定」、『シタリスト』八七二号（一九八六）六〇頁參照。

(91) ニュー・シールランドに於ける立法は、ニュー・シールランド議會によつて可決、国王の名によつて總督の同意を経て成立する (*Constitution Act 1852 (UK)* 第五六條)。

(92) Report on the Conference of the Operation of Dominion Legislation and Merchant Shipping Legislation, Cmd 3479, 1920, para. 26.

(93) Wade, E. C. S., *supra* note 13, at 230.

(94) *Constitution Act 1852 (UK)* 第五六條。

(95) *Constitution Act 1852 (UK)* 第五七條、*Constitution Act 1852 (UK)* 第六五條、*Merchant Shipping Act 1894 (UK)* (57&58 Vic. c. 60) 第七三五條及び第七三六條、並びに *Colonial Courts of Admiralty Act 1890 (UK)* (53&54 Vic. c. 27) の四つが挙げられる。

(96) *New Zealand Constitution Amendment Act 1973 (NZ)* (1973, No. 114) 第三條第二項參照。

(97) Quentin-Baxter, R. Q., "The Governor-General's Constitutional Discretion", (1980) 10 V. U. W. L. R. 289.



- (97) Supra note 94.
- (98) 繪畫に対する指令により、第五七条にかかわる事項に関して、保留を義務的なものとしないと定められた。Letter Patent 1907, The New Zealand Gazette, 1908, p. 1639 (No. 45).
- (99) 1970, No. 94.
- (100) *Statute of Westminster Adoption Act 1947 (NZ)* (1947, No. 38).
- (101) Letter Patent 1892, The New Zealand Gazette, 1879, p. 486 (No. 40). 及び、Report on the Conference on the Operation of Dominion Legislation and Merchant Shipping Legislation, Cmd 3479, 1920, paras. 32-34 ; Letter Patent 1907, The New Zealand Gazette, 1908, p. 1639 (No. 45) 参照。
- (102) ただし、田中英夫編『英米法辞典』(一九九二)九八〇頁。